

# 資源物戸別収集について（案）



西東京市マスコットキャラクター  
「いこいな」  
©シンエイ/西東京市

平成 30 年 12 月  
西 東 京 市

## 1. 資源物戸別収集の必要性

西東京市一般廃棄物処理基本計画において、資源物戸別収集の検討が位置づけられています。

資源物戸別収集を実施することにより、路上の資源物収集カゴが台風や強風により飛散して、人や車に接触する事故の防止や、集積所の分散等により、輪番制で自宅前を集積所としている、戸別収集に近い状況の解消など、家庭ごみの分別の向上と資源化の促進、また、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上が推進されます。さらに、資源物の排出者責任が明確化されることにより不法投棄が減少するとともに、これまで使用していたカゴが道路上からなくなることで、まちの美観が創出されます。

## 2. 資源物戸別収集のメリット・デメリットについて

### <戸別収集>

#### □メリット

- ・カゴの飛散がなくなり、人や車への接触事故がなくなる
- ・カゴが路上からなくなるので、まちの美観が良くなる
- ・高齢者等が重い古紙類を資源物集積所まで運ぶ手間がなくなる
- ・資源物が排出しやすくなることで、分別意識が高まる
- ・可燃ごみ・不燃ごみの分別の向上につながる
- ・戸別収集により、異物の混入が軽減される
- ・資源物（特に古紙）の排出量の増加が見込まれる
- ・不法投棄が減少する
- ・戸別収集により近隣トラブル（家の前に資源物集積所を作りたくない等）がなくなる

#### □デメリット

- ・地域のコミュニティー意識が希薄になる
- ・集団回収団体の減少が見込まれる

### <集積所収集>

#### □メリット

- ・近隣で集まって出すため、地域コミュニティーの醸成が図られる
- ・拠点収集なので効率的に収集できる

#### □デメリット

- ・カゴが常時置いてあるので風等で飛散する可能性がある
- ・高齢者が重い古紙等を資源物集積所まで運べず家にためてしまう
- ・家の前に資源物集積所を設置したくないので集積所が決まらない
- ・排出者責任が明確にならないことから、分別意識が希薄になり、異物が混入してしまう
- ・不法投棄が多くなる

### 3. 各市の状況について

資源物戸別収集を現在行っている自治体は表1にある通り 19 市、集積所で収集している自治体は西東京市も含め 7 市となっています。

表 1

#### 26市における資源物の収集状況

市 名	収集方法
八王子市	戸 別 収 集
立川市	戸 別 収 集
武蔵野市	戸 別 収 集
三鷹市	戸 別 収 集
青梅市	戸 別 収 集
府中市	戸 別 収 集
昭島市	戸 別 収 集
調布市	戸 別 収 集
町田市	集 積 所 収 集
小金井市	戸 別 収 集
小平市	集 積 所 収 集
日野市	戸 別 収 集
東村山市	戸 別 収 集
国分寺市	戸 別 収 集
国立市	集 積 所 収 集
福生市	戸 別 収 集
狛江市	戸 別 収 集
東大和市	集 積 所 収 集
清瀬市	集 積 所 収 集
東久留米市	戸 別 収 集
武蔵村山市	集 積 所 収 集
多摩市	戸 別 収 集
稲城市	戸 別 収 集
羽村市	戸 別 収 集
あきる野市	戸 別 収 集
西東京市	集 積 所 収 集

#### 4. 資源物各品目の収集回数について

資源物の収集回数については資源物集積所収集から戸別収集に変更することに伴い、**表 2**の各市の収集回数と**表 3～6**収集量の推移を参考にし、各品目の収集回数を変更します。

【各品目別比較表】

品 目	集積所収集(現在)	戸別収集(変更後)
びん類	1回/週	1回/2週
缶類	1回/週	1回/2週
ペットボトル	1回/週	現在と同様
古紙・古布類	1回/週	1回/2週
金属類	1回/4週	現在と同様
小型家電	1回/4週	現在と同様
廃食用油	1回/4週	現在と同様

表 2

各市 資源物品目別収集回数表

市 名	古紙・古布	市 名	びん	市 名	かん	市 名	ペットボトル		
武蔵野市	週1回	東久留米市	週2回	武蔵野市	週1回	立川市	週1回		
三鷹市		立川市	週1回	昭島市		武蔵野市			
昭島市		武蔵野市		調布市		青梅市			
調布市		昭島市		東村山市		昭島市			
小金井市		調布市		東久留米市		東村山市			
狛江市		東村山市		多摩市		東久留米市			
東久留米市		多摩市		稲城市		多摩市			
羽村市		稲城市		羽村市		稲城市			
府中市		羽村市		府中市		府中市			
国分寺市		府中市		日野市		日野市			
福生市	2週1回	日野市		2週1回	国分寺市	2週1回	調布市	2週1回	
八王子市	月2回	国分寺市	福生市		福生市		月2回		八王子市
立川市		八王子市	立川市		三鷹市				
東村山市		三鷹市	三鷹市	青梅市					
多摩市		青梅市	青梅市	小金井市					
稲城市		小金井市	小金井市	狛江市					
あきる野市		狛江市	狛江市	羽村市					
青梅市		あきる野市	あきる野市	あきる野市					
日野市		月1回	あきる野市	日野市					
			日野市	4週1回		国分寺市	該当なし		

西東京市	2週1回
------	------

西東京市	2週1回
------	------

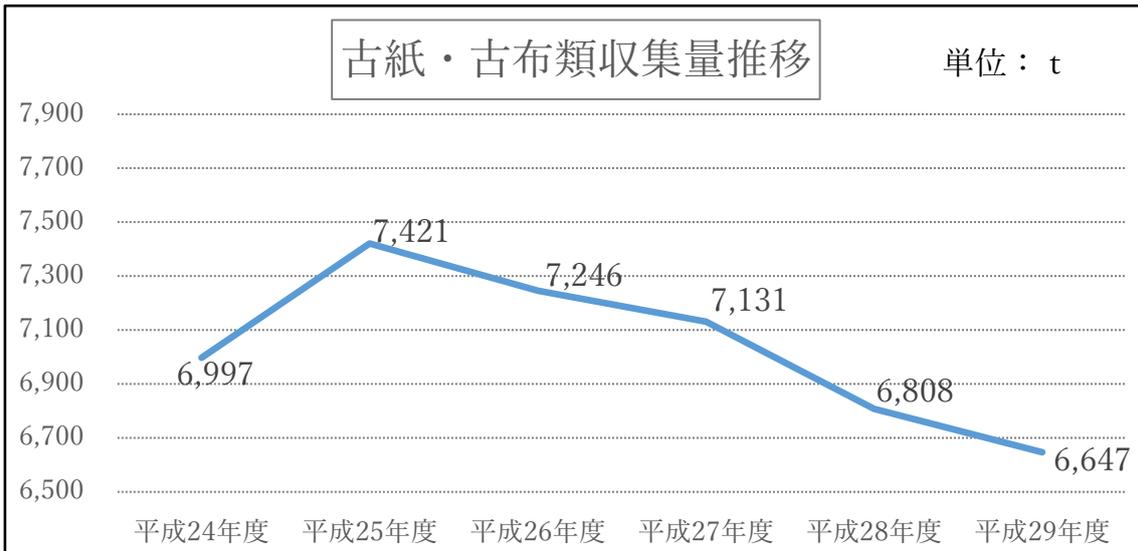
西東京市	2週1回
------	------

西東京市	週1回
------	-----

(1) 古紙・古布類

近年新聞の購読部数の減少や、ペーパーレスで新聞、雑紙の量は減少していますが、通信販売等のダンボールは増加しています。しかし表3のとおり古紙・古布全体量の減少量が大きいため現在の週1回の収集から2週に1回の収集に変更します。

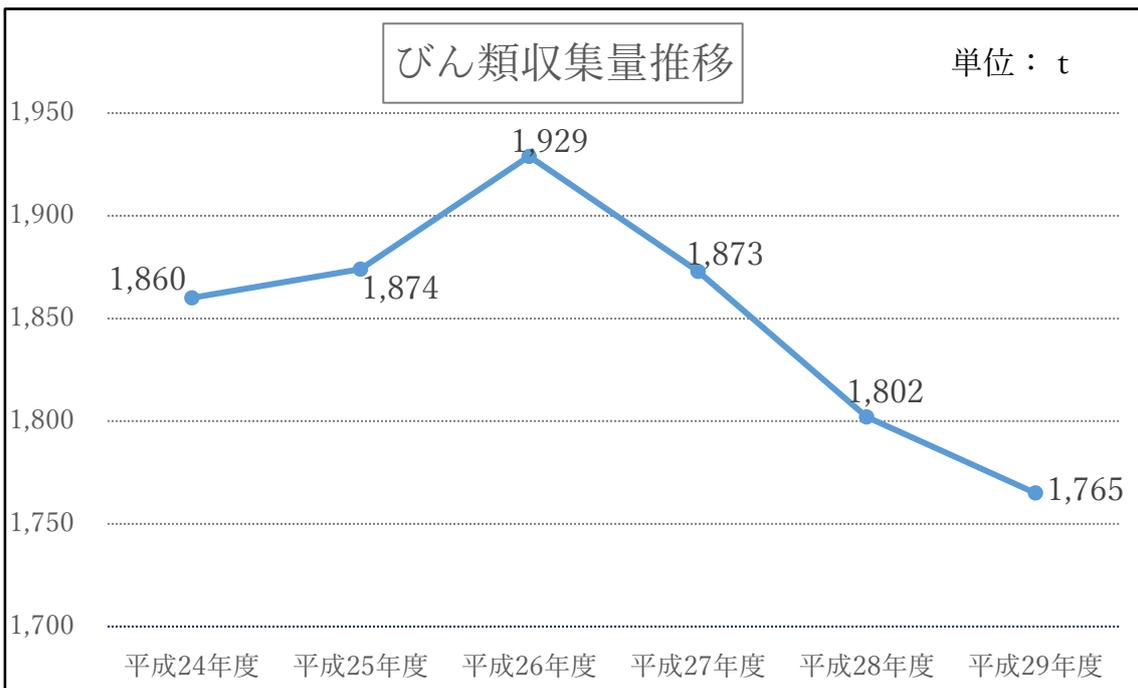
表 3



(2) びん類

びん類についてはびんからペットボトルへ素材が変更していることもあり、表4のとおり減少傾向にあるため週1回の収集から2週に1回の収集に変更します。

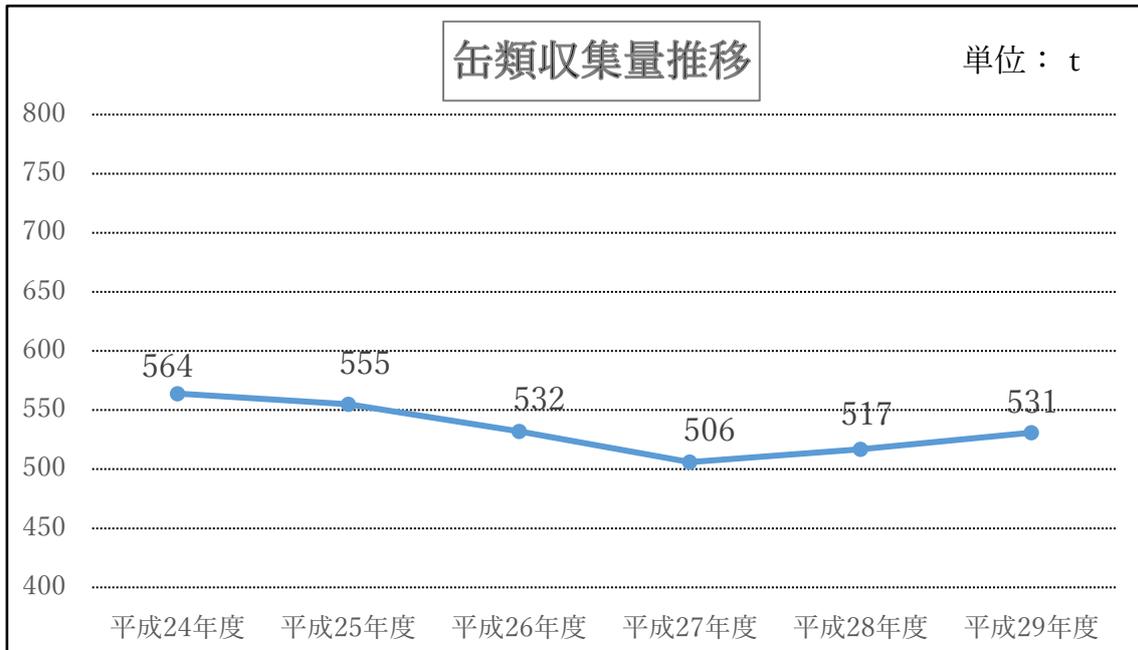
表 4



### (3) 缶類

缶類についても缶からペットボトルへ素材が移行していることもあり、表 5のとおり減少傾向にあることから週 1 回の収集から 2 週に 1 回の収集に変更します。

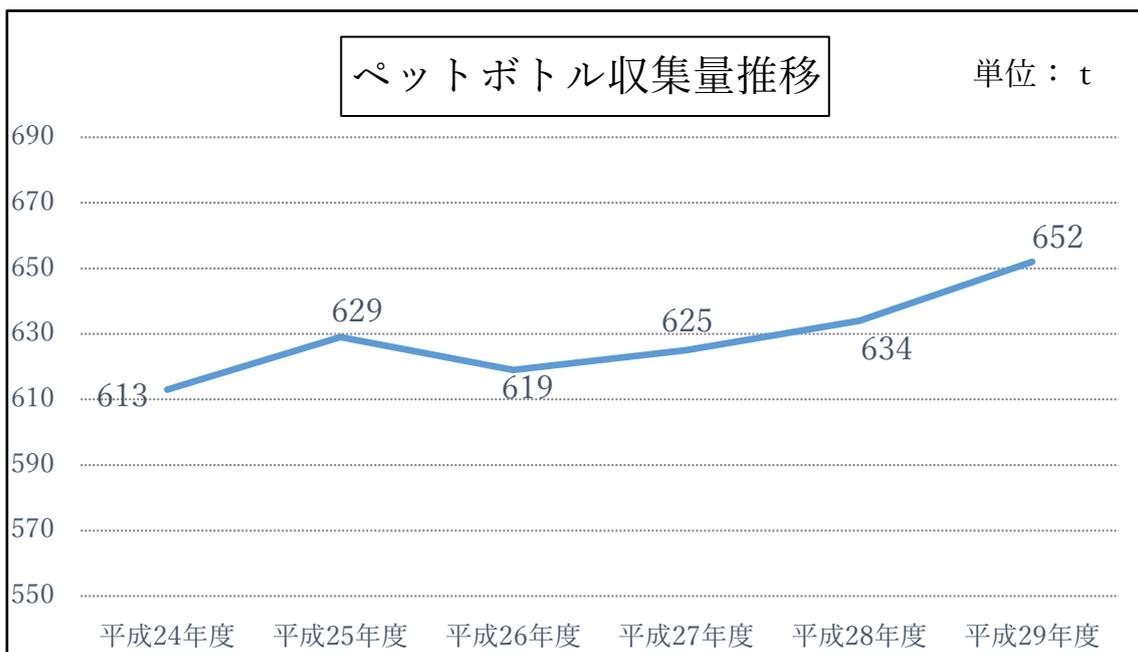
表 5



### (4) ペットボトル

ペットボトルについては、びんや缶の素材からの移行もあり、表 6のとおり収集量が増加し続けているため、現状の週 1 回の収集とします。

表 6



(5) 金属類・廃食用油・小型家電

金属類・小型家電・廃食用油については、現状の4週に1回とします。また、この3品目の収集回数を減少させてしまうと、不燃ごみに混入が予想されるため現状維持とします。

5. 各品目別資源物の出し方について

資源物の出し方については、レジ袋等の袋出しにすると不燃ごみの量が増加するとともに、レジ袋の削減につながらないため、カゴで出す方法とします。基本的には家にあるもので結構ですが、**表7**とイメージ写真のように中身の見えるフタのない物で底に雨水等がたまらない物をお勧めします。また、小型家電・廃食用油についてはカゴではなく、そのまま出してください。

<各品目別の出し方>

表7

品目	出し方
びん類	フタのないカゴで出す
缶類	フタのないカゴで出す
ペットボトル	フタのないカゴで出す
古紙・古布類	紐で縛るか紙袋で出す
金属類	フタのないカゴで出す
小型家電	そのまま出す
廃食用油	フタの閉まる容器に入れて出す

<推奨カゴのイメージ>



6. 収集曜日と区域について(4区域から8区域に変更)

現在の収集曜日と収集区域世帯数につきましては、不均衡が生じていたため、収集曜日及び収集区域を平成29年度に「収集ルート最適化」を実施し、

表8のように世帯数を概ね均衡した地域割りとします。

表8

現状	世帯数	新区域	世帯数
田無町・西原町・北原町・谷戸町・緑町・ひばりが丘	24,755	田無町・西原町・芝久保町5丁目	24,059
		北原町・谷戸町1丁目・谷戸町2丁目 緑町・ひばりが丘	
東町・泉町・住吉町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	21,440	東町・泉町・住吉町・谷戸町3丁目	23,205
		ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	
柳沢・東伏見・中町・保谷町・富士町	23,978	東伏見・中町・富士町	23,798
		柳沢・保谷町	
南町・向台町・芝久保町・新町	25,617	南町・芝久保町1丁目・芝久保町2丁目・芝久保町3丁目・芝久保町4丁目	24,548
		向台町・新町	

(世帯数：平成30年4月1日現在)

7. 収集曜日の変更について

週1回のペットボトルはプラスチック容器包装類と同じ曜日とし、2週に1回のびん、缶、古紙・古布類については同じ曜日とします。4週に1回の小型家電、廃食用油、金属類については水曜日に1回で出せるように設定し、市民の方々に分かりやすい設定とします。

8. 全地域のカレンダー(案)

表 9 のとおりとします。

表 9

新 地域						
(田無町・西原町・芝久保町5丁目) 地域						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	缶	可燃ごみ	不燃ごみ	容リプラ	可燃ごみ	
				ペットボトル		
	古紙・古布	可燃ごみ	金属類	容リプラ☑	可燃ごみ	
	ビン・スプレー缶 /ライター		小型家電 廃食用油	ペットボトル		
	缶	可燃ごみ	不燃ごみ	容リプラ	可燃ごみ	
				ペットボトル		
	古紙・古布	可燃ごみ	収集なし	容リプラ	可燃ごみ	
	ビン・スプレー缶 /ライター			ペットボトル		

新 地域						
(緑町・谷戸町1丁目・谷戸町2丁目・北原町・ひばりが丘) 地域						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	古紙・古布	可燃ごみ	不燃ごみ	容リプラ	可燃ごみ	
	ビン・スプレー缶 /ライター			ペットボトル		
	缶	可燃ごみ	金属類	容リプラ	可燃ごみ	
			小型家電 廃食用油	ペットボトル		
	古紙・古布	可燃ごみ	不燃ごみ	容リプラ	可燃ごみ	
	ビン・スプレー缶 /ライター			ペットボトル		
	缶	可燃ごみ	収集なし	容リプラ	可燃ごみ	
				ペットボトル		

表 9

新 地域						
(泉町・住吉町・東町・谷戸町3丁目) 地域						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	可燃ごみ	缶	収集なし	可燃ごみ	容リプラ	
					ペットボトル	
	可燃ごみ	ビン・スプレー缶 /ライター	不燃ごみ	可燃ごみ	容リプラ☑	
		古紙・古布			ペットボトル	
	可燃ごみ	缶	金属類	可燃ごみ	容リプラ☑	
			小型家電		ペットボトル	
			廃食用油			
	可燃ごみ	ビン・スプレー缶 /ライター	不燃ごみ	可燃ごみ	容リプラ☑	
		古紙・古布			ペットボトル	

新 地域						
(北町・栄町・下保谷・ひばりが丘北) 地域						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	可燃ごみ	ビン・スプレー缶 /ライター	収集なし	可燃ごみ	容リプラ	
		古紙・古布			ペットボトル	
	可燃ごみ	缶	不燃ごみ	可燃ごみ	容リプラ☑	
					ペットボトル	
	可燃ごみ	ビン・スプレー缶 /ライター	金属類	可燃ごみ	容リプラ☑	
		古紙・古布	小型家電		ペットボトル	
			廃食用油			
	可燃ごみ	缶	不燃ごみ	可燃ごみ	容リプラ☑	
					ペットボトル	

表 9

新 地域

(柳沢・保谷町) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	容リプラ	可燃ごみ	不燃ごみ	缶	可燃ごみ	
	ペットボトル					
	容リプラ☒	可燃ごみ	収集なし	古紙・古布	可燃ごみ	
	ペットボトル			ビン・スプレー缶 /ライター		
	容リプラ☒	可燃ごみ	不燃ごみ	缶	可燃ごみ	
	ペットボトル					
	容リプラ☒	可燃ごみ	金属類	古紙・古布	可燃ごみ	
	ペットボトル		小型家電 廃食用油	ビン・スプレー缶 /ライター		

新 地域

(中町・東伏見・富士町) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	容リプラ	可燃ごみ	不燃ごみ	古紙・古布	可燃ごみ	
	ペットボトル			ビン・スプレー缶 /ライター		
	容リプラ☒	可燃ごみ	収集なし	缶	可燃ごみ	
	ペットボトル					
	容リプラ☒	可燃ごみ	不燃ごみ	古紙・古布	可燃ごみ	
	ペットボトル			ビン・スプレー缶 /ライター		
	容リプラ☒	可燃ごみ	金属類	缶	可燃ごみ	
	ペットボトル		小型家電 廃食用油			

表 9

新 地域						
(南町・芝久保町1丁目～4丁目) 地域						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	可燃ごみ	容リプラ	金属類	可燃ごみ	缶	
		ペットボトル	小型家電			
			廃食用油			
	可燃ごみ	容リプラ☑	不燃ごみ	可燃ごみ	古紙・古布	
		ペットボトル			ビン・スプレー缶 /ライター	
	可燃ごみ	容リプラ☑	収集なし	可燃ごみ	缶	
		ペットボトル				
	可燃ごみ	容リプラ☑	不燃ごみ	可燃ごみ	古紙・古布	
		ペットボトル			ビン・スプレー缶 /ライター	

新 地域						
(向台町・新町) 地域						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	可燃ごみ	容リプラ	金属類	可燃ごみ	古紙・古布	
		ペットボトル	小型家電			
			廃食用油			
	可燃ごみ	容リプラ☑	不燃ごみ	可燃ごみ	缶	
		ペットボトル				
	可燃ごみ	容リプラ☑	収集なし	可燃ごみ	古紙・古布	
		ペットボトル			ビン・スプレー缶 /ライター	
	可燃ごみ	容リプラ☑	不燃ごみ	可燃ごみ	缶	
		ペットボトル				

### 9. 資源物集積所の継続利用について（特例措置）

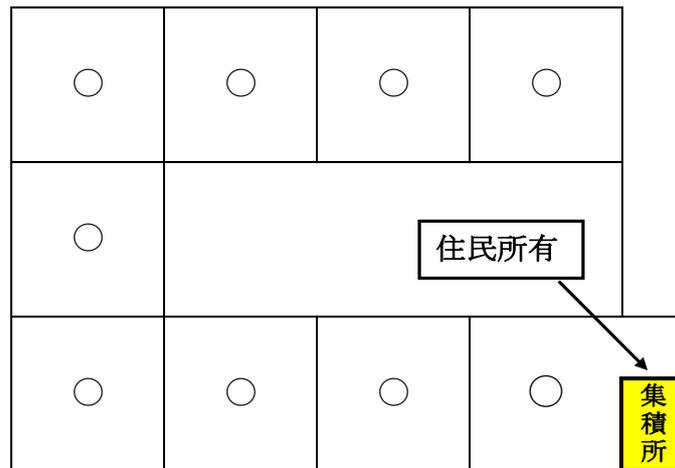
原則は戸別収集とします。

ただし、以下の条件を満たしていれば、手続きをすることで、現在の集積所収集を継続することが出来ます。

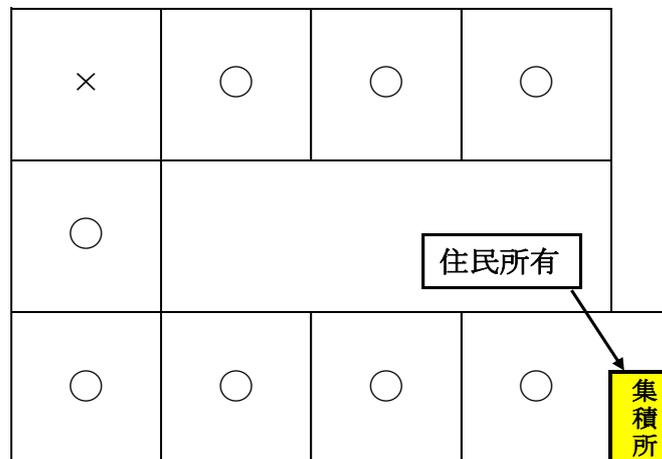
また、継続する集積所及び集合住宅については、1回限りでカゴを譲渡することが出来ます。

- (1) 3軒以上でグループを組めること。（ただし、敷地内にカゴが収められること。）
- (2) 3方ブロック囲いまたは、敷地内にカゴが収められること
- (3) 私有地であること
- (4) 使用者全ての承認が得られること
- (5) カゴを使用者全員で管理できること
- (6) 戸建て住宅であること

#### <継続利用可能な場合>



#### <継続利用不可の場合>



#### 10. 集合住宅の対応について

資源物戸別収集に伴い、集合住宅においては独自の排出ルールや管理形態により様々な排出方法があるため、以下の方策を検討します。

- ・ 管理会社及び管理組合、所有者への周知
- ・ 集合住宅用掲示板の作成
- ・ 集合住宅へ集団回収の推奨
- ・ 資源物を独自に回収している店舗を広報に掲載

なお、カゴにつきましては管理上のノウハウがあることや、現在使用しているカゴが集合住宅に適した大きさであること、在庫数が集合住宅分であれば十分であることから、申請により1回限り譲渡します。

#### 11. 排出困難者対策について

集合住宅で高層階に居住されている排出困難者対策につきましては、ふれあい収集のご案内や市関係部署との連携等、丁寧な対応を検討します。